

承認第 1 号

令和 6 年専決処分第 1 号の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 3 月 5 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 6 年 月 日

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、城里町
使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 1 日

城里町長 上遠野 修

令和6年城里町条例第1号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

城里町使用料及び手数料条例（平成17年城里町条例第53号）を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「証明書」に改め、「交付手数料」の次に「(広域交付による交付を含む。)」を加え、同項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき 400円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

第3条第1項第3号中「除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、「交付手数料」の次に「(広域交付による交付を含む。)」を加え、同項第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき 700円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円）

第3条第1項第6号中「戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）」を「届書その他」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>城里町使用料及び手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第53号</p> <p>第1条・第2条 (略) (手数料)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付手数料(広域交付による交付を含む。)</u> 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき 400円</u> <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u></p> <p>(3) <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付手数料(広域交付による交付を含む。)</u> 1通につき 750円</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(4)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1件につき 700円</u> <u>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項</u></p>	<p>城里町使用料及び手数料条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年2月1日 条例第53号</p> <p>第1条・第2条 (略) (手数料)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u> 1通につき 450円</p> <p>(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) <u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料</u> 1通につき 750円</p> <p>(4) (略)</p> <p>(追加)</p>

の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

(5) 届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(6) 届書その他の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円

(7)～(45) (略)

2～6 (略)

第4条～第9条 (略)

附 則

1～3 (略)

別表第1～別表第10 (略)

(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和22年法律第24号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円）

(6) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円

(7)～(45) (略)

2～6 (略)

第4条～第9条 (略)

附 則

1～3 (略)

別表第1～別表第10 (略)

承認第 2号

令和5年専決処分第8号の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年 3月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

専決第 8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和5年12月26日

城里町長 上遠野 修

城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

城里町国民健康保険税条例（平成17年城里町条例第51号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。
- 別表第1第5条の2の部及び第7条の3の部を削る。
- 別表第2中

「

第23条第1項 第1号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,700円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,700円
		(イ) 特定世帯 7,350円
		(ウ) 特定継続世帯 11,025円
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,950円	
エ 国民健康保険の被保険者に係る後	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円	

	期高齢者支援金等	(イ) 特定世帯 3,150円
	課税額の世帯別平等割額	(ウ) 特定継続世帯 4,725円
	オ 介護納付金課税 被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,400円
第23条第1項 第2号	ア 国民健康保険の 被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円
	イ 国民健康保険の 被保険者に係る世帯別平等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円
		(イ) 特定世帯 5,250円
		(ウ) 特定継続世帯 7,875円
	ウ 国民健康保険の 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,250円
	エ 国民健康保険の 被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円
		(イ) 特定世帯 2,250円
(ウ) 特定継続世帯 3,375円		
オ 介護納付金課税 被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,000円	

第23条第1項 第3号	ア 国民健康保険の 被保険者に係る基 礎課税額の被保険 者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,200円
	イ 国民健康保険の 被保険者に係る世 帯別平等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
		(イ) 特定世帯 2,100円
		(ウ) 特定継続世帯 3,150円
	ウ 国民健康保険の 被保険者に係る後 期高齢者支援金等 課税額の被保険者 均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,700円
	エ 国民健康保険の 被保険者に係る後 期高齢者支援金等 課税額の世帯別平 等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円
(イ) 特定世帯 900円		
(ウ) 特定継続世帯 1,350円		
オ 介護納付金課税 被保険者に係る基 礎課税額の被保険 者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円	

を
「

第23条第1 項第1号	ア 国民健康保険 の被保険者に係 る基礎課税額の 被保険者均等割	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,700円
----------------	---	--

	額	
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,950円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 8,400円
第23条第1項第2号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,500円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,250円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円
第23条第1	ア 国民健康保険	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

項第3号	の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	1人について 4,200円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,700円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の城里町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第21条及び第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p>	<p>第1条～第21条及び第22条 (略) (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p>

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条の2～第24条の2 （略）

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

第23条の2～第24条の2 （略）

（追加）

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第25条～第27条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第3条―第9条関係)

区分		金額
第3条	国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額	100分の6.70
第5条	国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	21,000円
第6条	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額	100分の2.8
第7条の2	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額	8,500円
第8条	介護納付金課税被保険者に係る所得割額	100分の1.80
第9条	介護納付金課税被保険者に係る均等割額	12,000円

第25条～第27条 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第3条―第9条関係)

区分		金額
第3条	国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額	100分の6.70
第5条	国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	21,000円
第5条の2	国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 21,000円 特定世帯 10,500円 特定継続世帯 15,750円
第6条	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額	100分の2.8
第7条の2	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の均等割額	8,500円
第7条の3	国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円 特定世帯 4,500円

別表第2 (第23条関係)

区分		金額
第23条 第1項第 1号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,700円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,950円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,400円
第23条 第1項第 2号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,250円

		特定継続世帯 6,7 50円
第8条	介護納付金課税被保険者に係る所得割額	100分の1.80
第9条	介護納付金課税被保険者に係る均等割額	12,000円

別表第2 (第23条関係)

区分		金額
第23条 第1項第 1号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,700円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,700円
		(イ) 特定世帯 7,350円
		(ウ) 特定継続世帯 11,025円
	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,950円
	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円
		(イ) 特定世帯 3,150円
(ウ) 特定継続世帯 4,725円		
オ 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,400円	

	る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円
第23条第1項第3号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,200円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,700円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円

	被保険者均等割額	
第23条第1項第2号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,500円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円 (イ) 特定世帯 5,250円 (ウ) 特定継続世帯 7,875円
	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,250円
	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,500円 (イ) 特定世帯 2,250円 (ウ) 特定継続世帯 3,375円
	オ 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,000円
第23条第1項第3号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,200円

(以下略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の城里町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

<u>イ</u> 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額	<u>(ア)</u> 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
	<u>(イ)</u> 特定世帯 2,100円
	<u>(ウ)</u> 特定継続世帯 3,150円
<u>ウ</u> 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,700円
<u>エ</u> 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額	<u>(ア)</u> 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,800円
	<u>(イ)</u> 特定世帯 900円
	<u>(ウ)</u> 特定継続世帯 1,350円
<u>オ</u> 介護納付金課税被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,400円

(以下略)

議案第 1 号

城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する
条例について

城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和6年 3月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する
条例

(城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)
第1条 城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年城里町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の72.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「100分の102.5」とあるのは、「100分の52.5」に読み替えるものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条第1項中「以下この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「6か月」を「6月」に、「100分の125」を「100分の72.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第24条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の52.5」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

第2条 城里町職員の育児休業等に関する条例（平成17年城里町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>第1条・第2条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条～第14条（略） （期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6か月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略） <u>（勤勉手当）</u></p> <p><u>第15条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「100分の102.5」とあるのは、「100分の52.5」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第3項及び第4項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第16条～第23条（略） （期末手当）</p> <p>第24条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上</p>	<p>第1条・第2条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条～第14条（略） （期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6か月以内の期間におけるフルタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>3・4（略） (追加)</p> <p>第16条～第23条（略） （期末手当）</p> <p>第24条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期が6月以上</p>

のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の72.5を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6か月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(勤勉手当)

第24条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の52.5」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(以下略)

のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第20条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給日は、規則で定めるものとし、期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、6月1日及び12月1日以前6か月以内の期間におけるパートタイム会計年度任用職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3・4 (略)

(追加)

(以下略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>第1条～第6条（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第21条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

議案第 2号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 3月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
城里町使用料及び手数料条例（平成17年城里町条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第5（第2条関係）うどん・そば・こんにゃく加工の項を削る。

別表第10中

「

指定袋	日常生活に伴って生じる厨芥類，木竹類，再生できない紙くず類その他これに類するもの	ゴミ処理袋1枚当たり 45リットル用	25円
		ゴミ処理袋1枚当たり 30リットル用	20円

」

を

「

指定袋 及びゴミ処理券	日常生活に伴って生じる厨芥類，木竹類，再生できない紙くず類その他これに類するもの	ゴミ処理袋1枚当たり 45リットル用	25円
		ゴミ処理袋1枚当たり 30リットル用	20円
		ゴミ処理券1枚当たり	25円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				現 行			
(本則略)				(本則略)			
附 則 (略)				附 則 (略)			
別表第1～別表第4 (略)				別表第1～別表第4 (略)			
別表第5 (第2条関係)				別表第5 (第2条関係)			
城里町七会町民センター				城里町七会町民センター			
区分	利用時間	金額	摘要	区分	利用時間	金額	摘要
(略)				(略)			
				うどん・そば・こ	10:00～	1,650円	免除対象外
				んにやく加工	15:00		
別表第6～別表第9 (略)				別表第6～別表第9 (略)			
別表第10 (第3条関係)				別表第10 (第3条関係)			
区分	種類等		手数料	区分	種類等		手数料
指定袋 及びゴミ処理 券	日常生活に伴 って生じる厨 芥類, 木竹	ゴミ処理袋1枚当たり 45リットル用	25円	指定 袋	日常生活に伴 って生じる厨 芥類, 木竹	ゴミ処理袋1枚当たり 45リットル用	25円
	類, 再生でき ない紙くず類	ゴミ処理袋1枚当たり 30リットル用	20円		類, 再生でき ない紙くず類	ゴミ処理袋1枚当たり 30リットル用	20円
	その他これに 類するもの	ゴミ処理券1枚当たり	25円		その他これに 類するもの		
搬入料 金	臨時に多量に 排出した一般 廃棄物	30キログラムを超える もの	1kgあたり10円を乗じ た額	搬入 料金	臨時に多量に 排出した一般 廃棄物	30キログラムを超える もの	1kgあたり10円を乗 じた額
し尿等	生し尿	1,000リットル当たり (1,000リットルに満た ないときは1,000リット ルとする)	2,100円	し尿 等	生し尿	1,000リットル当たり (1,000リットルに満た ないときは1,000リット ルとする)	2,100円
	浄化槽汚泥	1,800リットル当たり	2,625円		浄化槽汚泥	1,800リットル当たり	2,625円

	(1,800リットルに満たないときは1,800リットルとする)			(1,800リットルに満たないときは1,800リットルとする)	
<u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。					

議案第 3号

城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 3月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例（令和4年条例第4号）の一部
を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
石塚開放学級	城里町大字石塚2207番地の1
おひさま学童クラブ	城里町大字石塚2497番地の2
常北小児童クラブ	城里町大字上青山410番地（常北小学校敷地内）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行														
第1条 (略) (名称等) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。	第1条 (略) (名称等) 第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石塚開放学級</td> <td>城里町大字石塚2207番地の1</td> </tr> <tr> <td>おひさま学童クラブ</td> <td>城里町大字石塚2497番地の2</td> </tr> <tr> <td>常北小児童クラブ</td> <td>城里町大字上青山410番地 (常北小学校敷地内)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	石塚開放学級	城里町大字石塚2207番地の1	おひさま学童クラブ	城里町大字石塚2497番地の2	常北小児童クラブ	城里町大字上青山410番地 (常北小学校敷地内)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石塚開放学級</td> <td>城里町大字石塚2207番地の1</td> </tr> <tr> <td>常北小児童クラブ</td> <td>城里町大字上青山410番地 (常北小学校敷地内)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	石塚開放学級	城里町大字石塚2207番地の1	常北小児童クラブ	城里町大字上青山410番地 (常北小学校敷地内)
名称	位置														
石塚開放学級	城里町大字石塚2207番地の1														
おひさま学童クラブ	城里町大字石塚2497番地の2														
常北小児童クラブ	城里町大字上青山410番地 (常北小学校敷地内)														
名称	位置														
石塚開放学級	城里町大字石塚2207番地の1														
常北小児童クラブ	城里町大字上青山410番地 (常北小学校敷地内)														
第3条～第8条 (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。	第3条～第8条 (略)														

議案第 4号

城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 3月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

城里町医療福祉費支給に関する条例（平成17年城里町条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号に次のただし書を加える。

ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。

第2条第6号ア中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）」を削り、同号イ及びウ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）」を削り、同号エ中「3級」の次に「又は4級」を加え、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）」を削り、同号キ中「障害程度が」の次に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項（以下「政令第6条第3項」という。）の」を加え、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号に次のように加える。

ク 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。<u>ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。</u></p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者</p> <p>イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスの免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者</p> <p>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者</p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者<u>(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。)</u></p> <p>イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ障害名が心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスの免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者<u>(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。)</u></p> <p>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者<u>(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を</u></p>

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表1級に該当する障害年金等受給権者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項（以下「政令第6条第3項」という。）の1級の者

ク 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

第3条～第9条 （略）

附 則

1・2 （略）

附 則

を受けた者に限る。）

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者 （65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表1級に該当する障害年金等受給権者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限る。）

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級の者 （65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

（追加）

（追加）

第3条～第9条 （略）

附 則

1・2 （略）

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

議案第 5号

城里町介護保険条例の一部を改正する条例について

城里町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年 3月 5日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和6年 月 日

令和6年城里町条例第 号

城里町介護保険条例の一部を改正する条例

城里町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「31,860円」を「33,300円」に改め、同項第2号中「53,100円」を「50,136円」に改め、同項第3号中「53,100円」を「50,508円」に改め、同項第4号中「63,720円」を「65,880円」に改め、同項第5号中「70,800円」を「73,200円」に改め、同項第6号中「84,960円」を「87,840円」に改め、同項第7号中「92,040円」を「95,160円」に改め、同項第8号中「106,200円」を「109,800円」に改め、同項第9号中「120,360円」を「124,440円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 139,080円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 153,720円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 168,360円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 175,680円

第2条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「21,240円」を「20,856円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「21,240円」を「20,856円」に、「35,400円」を「35,496円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「21,240円」を「20,856円」に、「49,560円」を「50,136円」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

この条例による改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

城里町介護保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,300円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,136円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,508円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>65,880円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>73,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>87,840円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>95,160円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>109,800円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>124,440円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号</u>に掲げる者 <u>139,080円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号</u>に掲げる者 <u>153,720円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号</u>に掲げる者 <u>168,360円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号</u>に掲げる者 <u>175,680円</u></p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,856円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,856円</u>」</p>	<p>第1条 (略) (保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>31,860円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>53,100円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>63,720円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>70,800円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>84,960円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>92,040円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>106,200円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>120,360円</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,240円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,240円</u>」</p>

とあるのは、「35,496円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,856円」とあるのは、「50,136円」と読み替えるものとする。

第3条～第17条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

とあるのは、「35,400円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「21,240円」とあるのは、「49,560円」と読み替えるものとする。

第3条～第17条 (略)